

令和4年度補正
インド太平洋地域ビジネス共創促進事業
(アフリカ等市場活力取り込み事業実施可能性調査事業)
公募要領
(島しょ国再公募)

令和5年7月14日

経済産業省通商政策局中東アフリカ課アフリカ室、アジア大洋州課
有限責任監査法人トーマツ

**令和4年度補正インド太平洋地域ビジネス共創促進事業
(アフリカ等市場活力取り込み事業実施可能性調査事業)
公募要領 (島しょ国再公募)**

令和5年7月14日
経済産業省通商政策局中東アフリカ課アフリカ室、アジア大洋州課
有限責任監査法人トーマツ

1. 本事業の背景と目的

アフリカは人口増による高い潜在力を抱えるフロンティアであるが、日本企業進出の現状を見ると、さらなる市場開拓余地は大きい。日本企業による新興国市場の開拓において、中長期的な戦略や各国・地域の成長度合いを考えれば、既に日本企業の進出が相当程度進んでいるASEAN 主要国の次の新興国市場である、アフリカ諸国にも目を向け、開拓の足がかりを作っていく必要があります。また、アフリカへの市場進出を拡大させるには、現地のニーズを的確に捉え、社会課題解決を通じたビジネス展開するための環境を整えることが重要です。

このため、日本企業がアフリカ企業、第3国企業及び日本企業同士で連携する等の方法を活用しつつ、デジタル等イノベティブな手段による社会課題解決を通じて、当地の持続可能な成長に取り組む事業の創出を支援することで、アフリカにチャレンジする日系企業の裾野を広げ、日本・アフリカの民間連携を拡大し、日本企業のアフリカ進出及びビジネス展開進展を促進します。

また、インド太平洋地域に点在する太平洋島しょ国も、新興国市場として注目を集めつつあり、「開かれたインド太平洋」を実現する上でも、ビジネスベースの関係構築が非常に重要です。一方で、投資環境が整っていない等の理由から、進出する日本企業にとっては障壁が高いケースもあります。このため、日本企業の島しょ国地域での事業展開を後押しすることで、日本・島しょ国間の民間連携を拡大し、ビジネス関係の発展を促進します。

(※) 太平洋島しょ国

<https://pic.or.jp/ja/wp-content/uploads/2018/06/7a70cb7d563cda23bcd1ad6a39112de7.pdf>

2. 募集対象となる製品・技術・サービスの重点分野

我が国企業等による、デジタル技術等を活用した、ヘルスケア、食料、モビリティといった分野を優先しますが他の分野も応募可能です。

なお、本事業は、アフリカ及び島しょ国市場を対象とした事業実施可能性調査（フィージビリティ・スタディ）（以下、本調査）を行うものであることから、戦略検討、PMF（プロダクトマーケットフィット）及び事業拡大のフェーズにおける以下の内容について実施することを想定しています。

- 戦略検討フェーズ
 - ・ 構想策定
 - ・ 市場参入可能性検証

- ・ 事業仮説構築
- ・ 現地パートナー探索
- PMF 検証・事業拡大フェーズ
 - ・ プロトタイプ開発（新たな製品・サービスの開発、既存製品・サービスの現地利用のためのカスタマイズ、既存製品・サービスの現地に合わせた利用方法の検討等）
 - ・ 初期体制構築
 - ・ 仮説検証（PoC）
 - ・ 事業実施体制構築
 - ・ 取引先拡大

3. 契約形態

採択企業（以下、企業）は有限責任監査法人トーマツと再委託契約（トーマツが経済産業省と締結している契約における再委託契約となります）を結び、企業が中心となり本調査を実施します。

再委託者の事業に関する経理処理は、「経済産業省委託事業事務処理マニュアル」に準じて行います。

企業からの再委託は可能ですが、以下の条件を厳守することとします。

- ・ 企業からの再委託先が本調査の主業務を担当しない
- ・ 再委託先が採択金額の 50%を超えた業務を行わない
- ・ 企業が再委託先の調査進捗や業務管理、契約手続き及びその関係書類の管理・提出を漏れなく行う

4. 採択上限額及び採択件数

(1) 採択上限額（消費税除く）

1プロジェクトあたり島しょ国を対象とした場合 2,000 万円（税別）程度で、申請額での採択を保証するものではありません。

予算額は企業情報、申請書類、調査計画等から総合的に検討する為、諸条件に該当する場合も必ずしも予算増額を保証するものではありません。

※1 中小企業の定義は以下のとおりです。¹

法律や制度によって定義が異なるため、どの定義をもって中小企業と判断したのか、提案時に提案企業側から申告をお願いいたします（審査時の条件確認の際に必要なとなります）

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人

¹ [中小企業・小規模企業者の定義 | 中小機構 \(smrj.go.jp\)](http://smrj.go.jp)

卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

上記にあげた中小企業の定義は、中小企業政策における基本的な政策対象の範囲を定めた「原則」であり、法律や制度によって「中小企業」として扱われている範囲が異なることがあります。例えば、法人税法における中小企業軽減税率の適用範囲は、資本金1億円以下の企業が対象です。

独立行政法人中小企業基盤整備機構法等の中小企業関連立法においては、政令によりゴム製品製造業（一部を除く）は、資本金3億円以下または従業員900人以下、旅館業は、資本金5千万円以下または従業員200人以下、ソフトウェア業・情報処理サービス業は、資本金3億円以下または従業員300人以下を中小企業としています。

※2 スタートアップ企業は、中小企業の内、創業10年程度で、未上場、且つ成長産業領域において、革新的な事業活動を行っている企業等を指します。

(2) 採択件数

● 一般FS：1~2件

一般FSとは採択企業が主体的に調査を行い、監査法人トーマツ（コンサルタント）は進捗確認や事務手続き等の支援を行います。

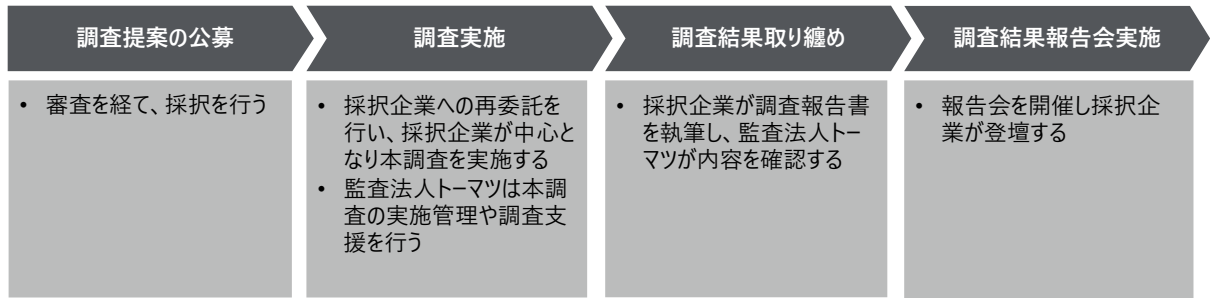
採択件数に関する詳細の内訳想定は、下記になります。予算額は企業情報、申請書類、調査計画等から総合的に検討する為、諸条件に該当する場合も必ずしも予算増額を保証するものではありません。

- ・ 島しょ国を対象とした調査は上限2件程度【最大2,000万円※（税別）】
 ※島しょ国は予算上限2,000万円の枠に対して、採択件数及び提案時の申請金額の関係性から採択額を決定します。
 ※島しょ国地域向け事業については公募で適切な案件の応募が無い場合集まらなかった場合は実施しない可能性があります。

5. 実施内容（島しょ国再公募）

企業は2023年9月上旬から2024年1月末にかけて、以下の内容を実施します。

- ・ 島しょ国を対象として本調査を実施します。
- ・ 本調査をするにあたっては業務計画書の作成を行い、調査項目・分析方法を定めた上で実施します。
- ・ 選定した対象国への現地調査を企画・実行します（現地調査期間および渡航回数については、提案書にてご提案下さい）。
- ・ 報告会に参加・登壇していただき、本調査のとりまとめ結果を報告します。
- ・ 本調査の実施と併せて確定検査に向けた必要書類を作成・提出します。



6. 公募手続き・事業スケジュール（島しょ国再公募）

7月14日	公募開始
7月14日～8月9日	質問受付期間（順次回答）
5月18日	公募説明会（登録方法等の詳細は 特設サイト をご参照ください） 再公募について説明会は実施いたしません
8月10日 17時まで	公募書類提出〆切
8月17日	書類審査 結果通知
8月21～23日のうち1日で開催を予定	プレゼン審査
8月25日（予定）	採択企業への審査結果通知
8月26日	再委託に向けた契約手続き開始
8月31日	採択企業からのFS調査実施計画書の提出
9月1日（予定）	再委託契約の締結
9月1日～12月27日	調査実施
12月27日	報告書提出
1月上旬（予定）	調査結果報告会
1月31日	再委託に係る精算処理完了

7. 応募資格

- (1) 日本企業（本邦登記法人）であること（企業の規模は問いません）
- (2) 過去に経済産業省や他の公的機関（JICA、JETRO、中小機構、NEDO等）の海外展開支援事業において本事業と同様のFS調査を実施した製品・技術・サービスと同一の提案ではないこと。異なる国や地域を対象とした場合や、同一国や地域でも異なる調査内容（例えば、過年度又は別事業にて戦略検討フェーズまで実施済で、本調査ではPMF検証フェーズを行う等）であれば応募可能です。
- (3) 販売実績のある製品または基礎技術開発を終えている製品・技術・サービスであること。
- (4) 採択後、選定した1か国への現地調査の実施が可能な者。
- (5) 調査結果報告会に出席できること。
- (6) 外国会社に該当しない者。

- (7) 法令等もしくは公序良俗に反していない、もしくは反するおそれがないこと。
- (8) 会社再生法に係る更生手続きの申し立てや民事再生法に係る再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (9) 反社会的勢力またはそれに関わるものとの関与がないこと。
- (10) 省庁からの指名停止措置を講じられているものではないこと。

※採択後に上記(1)から(10)の応募資格を満たさないことが判明した場合には、支援を停止するなどの対応を取ることがあります。

【留意事項】上記の応募資格要件を満たす法人複数の共同提案による応募を認めます。共同提案の場合は、いずれかの企業を代表法人に指定し、代表法人が主体となり応募ください。

8. 応募方法

(1) 提出書類

次の書類を特設サイトからダウンロードのうえご提出ください。

応募フォーム：必要事項を記入して Word ファイルをご提出ください

※その他、必要に応じて上記以外の資料の提出を求める場合があります。

※**応募フォームは再公募前のもと同じものをご利用ください。**

(2) 提出期間

令和5年7月14日から令和5年8月10日17:00まで

(3) 提出方法

本事業応募受付用メールアドレス宛に提出書類を送付してください。提出書類の持ち込み、郵送は受け付けません。

応募受付用メール：africa_fsstudy_2023@tohmatu.co.jp

なお、書類の到着確認後、事務局から受信確認のメールを送付いたします。提出後1営業日が経過しても連絡がない場合には、恐れ入りますが、事務局宛にご連絡ください。

9. 評価基準

選考に当たっては、以下の基準で審査します。なお、落選理由を含む選考過程に関する個別の質問には一切お答えいたしかねますのであらかじめご了承ください。

観点		ポイント
課題への 貢献可能性	課題の 解決性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案されている製品・技術・サービスは、対象課題の解決に貢献できる蓋然性が高いか ・ 対象課題の解決に一定のインパクトを与えることが期待されるか
製品・技術・ サービス	競合優位性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の製品・技術・サービスと比べて優位性を有し、競合優位性が明確か
	革新性	<ul style="list-style-type: none"> ・ イノベーティブか
	販売実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内外における提案製品・技術・サービスの販売・導入実績はあるか（但し島しょ国を対象とし

		た調査では、試作品を開発済みの場合は、国内外における販売実績がない場合も応募可能とする)
ビジネス展開可能性	検証計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査目的が明確であるか ・ 調査目的に沿った調査項目と調査方法が設定されているか
	実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規事業化が期待できるか ・ ビジネスモデルに妥当性があるか
体制	事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内外における事業経験や職務経験はあるか
	体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施体制（人数、専門性、体制、調査中の企業資本や融資状況）は適切か

10. 留意事項

- (1) 以下の場合には、審査対象外とさせていただきますので予めご了承ください。
 - ・ 応募者が、法令等もしくは公序良俗に違反し、またはそのおそれのある場合
 - ・ 暴力団等反社会的勢力との関係を過去または現在において有している場合
 - ・ 応募内容に不備がある場合
 - ・ 応募者が、応募に際して虚偽の情報を記載し、その他経済産業省及び事務局に対して虚偽の申告を行った場合
- (2) 応募にあたってご提供いただく個人情報を含む応募情報は、経済産業省及び事務局から審査に関わる外部委員や必要な範囲内で共有、利用されます。個人情報を事前の承認なく経済産業省及び事務局以外の第三者に提供することはありません。審査経過・審査結果等に関する問い合わせには応じられません。
- (3) 採択事業者として不適切であると経済産業省及び事務局が判断した場合には、支援期間中であっても辞退していただく場合がありますのでご注意ください。
- (4) 本事業の審査及び選定は外部委員の意見を踏まえ、経済産業省及び事務局が決定します。
- (5) 審査、選定及び承認に関して、経済産業省及び事務局が選定された企業の事業計画等について一切の保証を行うものではありません。
- (6) 本事業で発生した知的財産権等は、提案代表法人及びプロジェクトメンバーに帰属します。
- (7) 本調査の成果について、事務局が実施する調査結果報告会等での発表や、事務局が作成する成果報告集等への掲載を求めます。この際、本事業の経費を使用して実施した内容については、公開していただきます。（公開する情報の範囲については経済産業省及び事務局と調整していただきます。）
- (8) 調査経費の計上方法は「委託事業事務処理マニュアル」に基づき実施してください。
- (9) 本調査で取得した設備は当該事業のみに使用しなければなりません。自主事業等当該事業以外の目的に使用しないよう、事前に調査設計をお願いします。

11. 問合せ先

本募集に関するお問合せは、下記までお願いいたします。

運営事務局メール：africa_fsstudy_2023@tohatsu.co.jp

(本事業は、経済産業省から有限責任監査法人トーマツが受託しています)

以上